

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の 審査の基本的考え方

平成15年11月14日
科学技術・学術審議会決定
改正 令和7年5月28日

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業において、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）及び学術研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たって、独立行政法人日本学術振興会の「中期目標」（令和5年2月28日）に基づき定められた「中期計画」（令和5年3月20日認可）により、科学技術・学術審議会が示すこととされている、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）は、以下のとおりとする。

- I この基本的考え方において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。また、「成果公開」とは、研究成果公開促進費の対象となる個々の事業をいう。
- II 補助金及び助成金の配分は、別に文部科学省から示される金額の範囲内において行う。間接経費を措置する研究種目及び間接経費の額は、別に文部科学省から示されるとおりとする。
- III 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）の趣旨及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月20日（最終改定 平成29年4月1日）文部科学大臣決定）にのっとり、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金及び助成金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、補助金及び助成金の効果的・効率的配分を図る。
- IV 配分審査に際しては、補助金及び助成金の早期交付に十分配慮する。
- V 各研究種目共通の配分審査の考え方
 - 1 応募のあった研究課題及び成果公開の中から、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術研究の動向に即して特に重要なものを選定する。
 - 2 研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別紙1「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日（令和3年12月17日改正）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）を参考に研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮することとする。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、

学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

- 3 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 4 「特別推進研究」及び「基盤研究（S・A・B・C）」（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は「若手研究（A・B）」、「平成30年度助成以降に採択された「若手研究」（以下「若手研究」という。）」の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであつて、研究期間の最終年度前年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に応募された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。
- 5 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- 6 不測の事態などやむを得ない事由により、「Ⅵ 研究種目別の配分審査の考え方」に定める合議による審査を実施することができない場合、あらかじめ科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に諮った上で、審査方法を変更することを可能とする。
その際、公平性・公正性に配慮し、適切な審査を実施するために必要な措置を講じるとともに、実施した審査方法及び審査結果等については、審査終了後速やかに同部会に報告することとする。

Ⅵ 研究種目別の配分審査の考え方

1 科学研究費（「特別推進研究」）

- （1）補助金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式（「総合審査」）により行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。なお、審査の過程においては審査意見書を活用する。
- （2）新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であつて、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- （3）研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- （4）平成30年度助成以降に「特別推進研究」の研究課題に採択されたことがある研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重に審査を行う。
- （5）応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
- （6）研究費を大幅に減額することが相当であると認める場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- （7）研究期間は、3年から7年以内とする。

2 科学研究費（「基盤研究（S・A・B・C）」、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」及び「若手研究」）

〔共通事項〕

(1) 総合審査

「基盤研究（S・A）」及び「挑戦的研究（開拓）」に係る補助金及び助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式（「総合審査」）により行う。

また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行うことができる。

なお、「基盤研究（S）」に係る補助金の配分については、審査に際して、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書を活用する。

(2) 2段階書面審査

「基盤研究（B・C）」（応募区分「一般」）、「挑戦的研究（萌芽）」及び「若手研究」に係る助成金の配分については、審査委員が各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う審査方式（「2段階書面審査」）により行う。

また、必要に応じて、「2段階書面審査」に先立ち、各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行うことができる。

(3) 各審査区分への配分方法

「基盤研究（S・A・B・C）」、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」及び「若手研究」については、各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分別の配分枠を設けるものとする。

「基盤研究（S・A）」の新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙2「科学研究費助成事業配分方式（1）」により、算出した額を配分する。

「基盤研究（B・C）」、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」及び「若手研究」の新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式（2）」により、算出した額を配分する。

(4) 配分額の調整

上記の配分方法に加え必要に応じて下記の調整を行う。

ア 人文学、社会科学の研究の振興のための調整

イ 私立学校の振興に配慮し、私立大学等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

ウ 技術教育振興等への貢献度について配慮し、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

エ 「基盤研究（B・C）」において、国際性の評価が高い若手研究者等に対する研究助成の充実を図るための調整

オ その他必要が認められる調整

〔個別事項〕

(1) 「基盤研究（S）」

ア 独創的、先駆的な研究を格段に発展させる、一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究課題を選定する。

イ 研究期間は、原則として5年とする。

(2) 「基盤研究（A・B・C）」

独創的・先駆的な研究を格段に発展させる、一人又は複数の研究者で組織する研究課題を選定する。

応募区分「一般」

ア 特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年から5年以内とする。

ウ 令和2年度以降、「基盤研究（C）」の研究代表者として新規に採択され

た者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者（産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く。）であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、研究代表者の研究機関の移動状況を確認するとともに、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

エ 研究費の配分に当たっては、国際性の評価が高い研究課題について応募研究課題の応募額を尊重して配分額を決定する。

(3) 「挑戦的研究（開拓・萌芽）」

ア 斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する一人又は複数の研究者で組織する研究課題を選定する。なお、（萌芽）については、探索性の強い、あるいは芽生え期の研究課題も選定する。

イ 研究期間は、（開拓）は3年から6年以内、（萌芽）は2年から3年以内とする。

ウ 研究費の配分に当たっては、応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定する。

(4) 「若手研究」

ア 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者（新規応募研究課題の開始年度の4月1日までに博士の学位を取得見込の者及び博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む）が一人で行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

イ 研究期間は、2年から5年以内とする。

ウ 平成30年度以降、「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者（産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く。）であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、研究代表者の研究機関の移動状況を確認するとともに、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

3 科学研究費（「研究活動スタート支援」）

(1) 助成金の配分については、審査委員が各研究課題について、書面による審査を行う審査方式により行う。

(2) 各審査区分への配分方法

各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式（2）」により、算出した額を配分する。

(3) 研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後の休暇を終え、若しくは未就学児を養育していた研究者が一人で行う研究事業であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

(4) 研究期間は、2年以内とする。

4 科学研究費（「奨励研究」）

(1) 補助金の配分については、審査委員が各研究課題について、書面による審査を行う審査方式により行う。

(2) 各審査区分への配分方法

各審査区分への配分枠については、各審査区分にわたって調和が図られるよう配慮する。

新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙2「科学研究費助成事業配分方式（1）」により、算出した配分額を配分する。

(3) 教育・研究機関の教職員等であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が一人で行う教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

(4) 研究期間は、1年とする。

5 研究成果公開促進費

〔共通事項〕

(1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各成果公開について、審査委員が個別に事前審査を行う。

(2) 各審査区分への配分方法

各審査区分への配分枠については、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。

〔個別事項〕

(1) 「研究成果公開發表」

ア 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で主催にかかる運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

(2) 「国際情報発信強化」

ア 学術団体等が行う学術刊行物の発行に際し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組で、重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、原則として5年とする。

(3) 「学術図書」

ア 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

(4) 「データベース」

ア 我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデー

データベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。
イ 事業期間は、5年以内とする。

6 特別研究員奨励費

- (1) 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- (2) 研究期間は、3年以内とする。

7 国際共同研究加速基金（「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」、「国際先導研究」）

〔共通事項〕

人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」及び「国際先導研究」の新規応募課題に係る分野ごとの配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式（2）」を準用し、算出した額を配分する。

〔個別事項〕

(1) 「国際共同研究強化」

ア 新規応募研究課題の開始年度の年齢が4月1日現在で45歳以下の研究者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であって、既に採択されている「基盤研究（「S・A・B・C」）」、「若手研究（A・B）」、「若手研究」又は「特別研究員奨励費」の研究計画を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。

イ 助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式（「総合審査」）により行う。

ウ 広い視野から国際共同研究の意義や適切性等について審査を行う。

エ 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。

オ 渡航期間は、6か月以上とし、渡航は交付申請した年度の翌年度末までに開始するものとする。

(2) 「帰国発展研究」

ア 日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式（「総合審査」）により行う。

ウ 海外で優れた研究実績を有する独立した研究者が、帰国後に外国人研究者との連携等により日本の研究活動の活性化に資することを趣旨とする「帰国発展研究」としての妥当性等について審査を行う。

エ 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。

(3) 「国際先導研究」

ア 高い研究実績と国際ネットワークを有する複数の日本側研究者及び、当該研究者数の3倍程度のポストドクター、大学院生（博士課程）による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する極めて優れた研究業績を有する研究者（海外の共同研究者）と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画で

あって、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出のみならず、当該学術分野の更なる国際化、研究水準の更なる高度化を図るための研究課題を選定する。

また、本研究種目を通じ、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成を図るため、研究組織のポストドクターや大学院生（博士課程）を海外の共同研究グループへ派遣・交流（２年～３年を中心とする）する計画を盛り込んだ研究課題を選定する。

イ 助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式（「総合審査」）により行う。また、必要に応じて「総合審査」に先立ち、各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行うことができる。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。なお、審査の過程においては審査意見書及び海外の研究機関に所属する研究者が行う書面による海外レビューの結果を活用する。

ウ 国際共同研究の中心的な役割を担うとともに研究者の育成を支援する研究種目であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、国際共同研究としての先進性・将来性・優位性等について審査を行う。

エ 研究期間は、原則として７年（最大１０年間）とする。